

出題のねらい

【1】古代・中世、文化の分野

平安時代から鎌倉時代にかけての文化・思想に関する史料から問いました。

【2】中世・近世、政治・経済の分野

戦国大名の分布状況や領国支配の特質について、分国法や軍事編成のありかたも踏まえつつ、史料に即して理解しているかを問いました。

【3】近代、政治・外交の問題

第一次世界大戦後の国際秩序についての設問です。

【1】

【解答】(36点)

- | | |
|-----------------------|------|
| (1) 古今和歌集 | (3点) |
| (2) 紀貫之 | (3点) |
| (3) 源氏物語 | (3点) |
| (4) 枕草子 | (3点) |
| (5) う | (3点) |
| (6) 後鳥羽上皇 | (3点) |
| (7) 西行(西行法師) | (3点) |
| (8) 藤原定家 | (3点) |
| (9) 源実朝 | (3点) |
| (10) 愚管抄 | (3点) |
| (11) 後白河天皇 | (3点) |
| (12) 道理に反する意志だけがあるから。 | (3点) |

【解説】

史料AからDでは、平安時代の和歌集と文学作品を取り上げました。平安時代中後期は、かなが発達した時代です。そのような中、とりわけ宮廷において創作意欲が活発となり、さまざまな和歌や文学作品が生み出されました。設問(1)から(5)までは、その基礎的問題です。設問(5)の国風文化は、遣唐使の廃止のなかで問われることが多いですが、ここでは国風文化自身の特徴が理解できているかを問うています。

史料E・Fでは、鎌倉時代の和歌集を取り上げ、平安時代と鎌倉時代の文化の違いを整理できているかを重視しました。設問(6)から(9)は、歌の作者を問うたものです。設問(6)の後鳥羽上皇は、設問(8)の撰集命令者であることは重要です。設問(7)の西行は、もとは佐藤義清という北面の武士ですが、出家してから名を残した人物です。設問(8)は、古今和歌集と混乱しがちですが、時代と人物を整理しておくことが肝要です。設問(9)は、鎌倉將軍を想起できれば容易です。

史料Gは、鎌倉時代の歴史書で、慈円の著した『愚管抄』です。慈円による歴史の捉え方が書かれており、「道理」をキーワードとして歴史を組み立てています。簡単に言うと、道理の有無などで時代を分けており、設問(12)の世の中が乱れる理由としては、直前にある「道理ニソムク心ノミアリテ」が該当します。

[2]

【解答】(35点)

- | | |
|---|--------|
| (1) a い b き | (3点×2) |
| (2) 貫高制 | (3点) |
| (3) 奇親・奇子制 | (3点) |
| (4) 武田信玄(晴信) | (3点) |
| (5) 上杉謙信(長尾景虎) | (3点) |
| (6) c 喧嘩 d 成敗 | (3点×2) |
| (7) 領国内に家臣が城郭を構えることを禁じ、
所領のある者はみな、朝倉氏の居館がある
一乗谷に移り住んで、郷村には代官だけを
置くべきである。 | (5点) |
| (8) 一国一城令 | (3点) |
| (9) 分国法 | (3点) |

【解説】

戦国大名の分布状況や領国支配の特質についての設問です。中央における室町幕府の支配が揺らぐ一方で、各地では自らの力で領国をつくりあげて、独自の支配をおこなう地方権力が誕生します。これを戦国大名と呼びます。戦国大名のなかには、守護代や国人から身を興した者も少なくありません。

戦国時代には、守護職のような古い権威だけでは地方支配を貫徹できなくなります。戦国大名として権力を維持していくためには、激しい戦乱で領主支配が危機にさらされた家臣や、生活をおびやかされた領民の支持が必要でした。また、新しく服属させた国人や各地で成長の著しかった地侍を効率よく家臣に組み入れていく必要もありました。このように時代の要請に応じるかたちで、これまでにはない新たな権力が全国各地で登場します。

領国支配を円滑に進めるためには、分国法の整備も必要とされます。史料Bと史料Cは、いずれも戦国大名が制定した著名な分国法です。

史料Bは、全55条にわたる「甲州法度之次第」の一節です。これは、甲斐の戦国大名である武田信玄が定めた分国法で、後に「信玄家法」とも呼ばれます。天文16年(1547)に制定され、天文23年(1554)頃に増補されました。

史料Cは、全16条にわたる「朝倉英林壁書」の一節です。英林は孝景の法名で、「朝倉孝景条々」などとも呼ばれます。孝景の晩年にあたる文明11年(1479)～13年頃にまとめられたものと考えられます。

[3]

【解答】(29点)

- | | |
|--|---------|
| (1) 第一次世界大戦 | (3点) |
| (2) ヨーロッパにおいて、イギリス・フランス・ロシアとドイツとの間に第一次世界大戦が勃発したため、ヨーロッパ諸国がその対応に追われている間に、中国における日本の権益および領土を拡大することが可能であると考えた。 | (5点) |
| (3) ワシントン海軍軍縮条約 | (3点) |
| (4) う | (3点) |
| (5) a か b こ | (3点×2) |
| (6) 九カ国条約 | (3点) |
| (7) す・そ・た | (全答で3点) |
| (8) 石井・ランシング協定 | (3点) |

【解説】

第一次世界大戦に対する日本の立場や、大戦後に締結された様々な国際条約について問いました。

史料Aは、井上馨から山県・大隈の両首脳に伝えられた提言です。井上はこの大戦を天佑だと考えています。英・仏・露がアジアから手を引かなければならなくなったこの機会を利用して、東洋における日本の利権を確立し、日本を孤立させようとする欧米勢力を根底より一掃せよと言っています。財政基盤を固めて、中国に進出することを勧めているのです。

史料Bはワシントン海軍軍縮条約、史料Cは九カ国条約です。1921年に開催されたワシントン会議は、軍縮による財政負担の軽減と、東アジアにおける日本の膨張をおさえることを目的とするものでした。まず米・英・仏・日の間で太平洋諸島の現状維持と、太平洋問題に原因する紛争の話合いによる解決を決めた四カ国条約が結ばれました。

ついで翌1922年、この4カ国に、中国および中国に権益を有する主要国4カ国を加えて九カ国条約が結ばれ、中国の領土と主権の尊重、中国における各国の経済上の門戸開放・機会均等を約束し、日米間の石井・ランシング協定は廃棄されました。さらに同年、米・英・仏・伊・日の5大国の間でワシントン海軍軍縮条約が結ばれ、主力艦の保有比率を、アメリカ・イギリス各5、日本3、フランス・イタリア各1.67とすることを決めました。日本国内では海軍とくに軍令部が対米英7割論を強く主張しましたが、海軍大臣で全権の加藤友三郎が部内の不満をおさえ調印に踏みきりました。